

(1) 景品表示法に定める「不当な表示」

- 我が国では、景品表示法において、事業者が自己の供給する商品又は役務の取引について、実際のものよりも又は事実と相違して競争業者に係るものよりも著しく優良であると一般消費者に示す不当な表示を禁止しており、本ガイドラインにおける表示も規制の対象となっています。
- 本ガイドラインにおける表示を行う際には、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠に基づいて適切に行う必要があります。

○ 不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）（昭和37年法律第134号）

（不当な表示の禁止）

第五条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

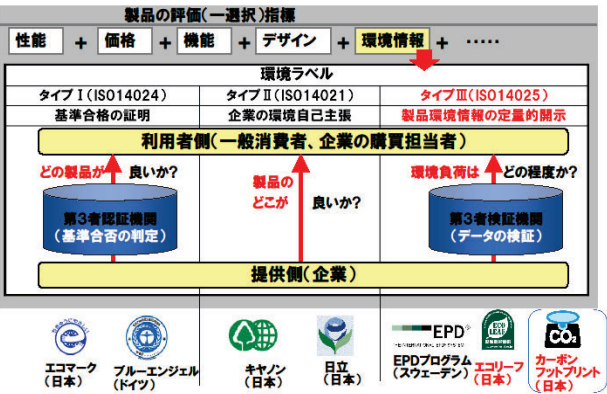
- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの

(2) 国際規格（タイプII規格）

- 事業者等の自己宣言による環境主張は、ISO 14021タイプII環境ラベル表示（我が国ではJIS Q 14021）として国際的にルール化されており、わが国では、「環境表示ガイドライン～消費者にわかりやすい適切な環境情報提供のあり方～」（平成25年3月環境省改訂）が発行されています。

- 主張は正確で、実証されており、検証可能であること
 - ・ タイプII規格では、主張を作成する以前に主張内容が実証され、それを検証するための評価方法の準備や、評価は完全に文書化すること、そして、その文書は情報公開の対象であることなどが規定されています。主張内容の事前実証については、前述したとおり、景品表示法に規定されています。主張内容が正確であるかについて、第三者の認証機関等から確認を得る義務はありませんが、事業者内での十分な議論や関係機関及び事業者団体等との事前確認や表現の適切さ等について協議されることが望まれます。
- あいまいな表現や主張の対象が特定されない表示は行わない
 - ・ タイプII規格は、「環境に安全」、「環境にやさしい」、「地球にやさしい」、「無公害」、「グリーン」、「自然にやさしい」、「オゾンにやさしい」などのあいまいな表現によって、環境への配慮を大まかにほめかす主張をしてはならない、としています。このような漠然とした主張、あるいは美しい自然の映像やデザイン、シンボルマークなどを、その根拠を示さずに使用すると、消費者にあたかも環境に配慮したものであるかのような印象を与える可能性があります。そのような弊害を避けるためにも、環境配慮の内容（独自又は共通の基準及び適合状態や改善状況など）を、具体的に説明することが必要です。
- 主張内容は、製品のライフサイクルにおける関連する環境側面のすべてを考慮したものでなければいけない
 - ・ 最終製品の性能や仕様、製品やサービスの環境表示への適合性、基準の達成状況等に関する主張内容は、真実であること、また、製品やサービスのライフサイクルに関連するあらゆる環境側面を考慮したものでなければなりません。つまり、製品やサービスのライフサイクルを総合的かつ定量的に評価し、環境負荷の改善程度や優位性を判断することが必要となります。なお、タイプII規格では、必ずしもライフサイクルアセスメント（LCA）の実施を要求していませんが、例えば、一つの環境影響を減少させる過程で、他の環境影響を増大させる（トレードオフ）可能性があるため、ライフサイクル全体でトレードオフのないことを確認することが望ましく、特定のライフサイクルの段階で、環境負荷が低減できたことだけを誇張して主張することはできません。

○ 環境ラベルの国際規格における分類



出所：一般社団法人サステナブル経営推進機構資料

(1) 水稲栽培における中干し期間の延長(コメ)

- 中干し期間を通常よりも延長することで土壌中により多くの酸素を供給するとメタン生成菌の活動が抑制され、メタン排出量が低減します。簡易算定シートにおいて、中干し延長をした場合、30%のメタン削減効果があるとみなしています。

- ・ 水田土壌内にはメタン生成菌が存在し、嫌気条件下で稲わらなどの有機物をエサに温室効果ガスであるメタンを発生させる。中干しとはイネの生育調整を目的として一時的に水田から水を抜く従来からの水管理技術である。
- ・ 中干し期間を通常よりも延長することで土壌中により多くの酸素を供給するとメタン生成菌の活動が抑制され、メタン排出量が低減する。
- ・ 全国8県の試験結果から、慣行の日数に対して中干しを一週間程度延長することでメタンの発生量が約30%減少することが示されており、簡易算定シートに反映している。

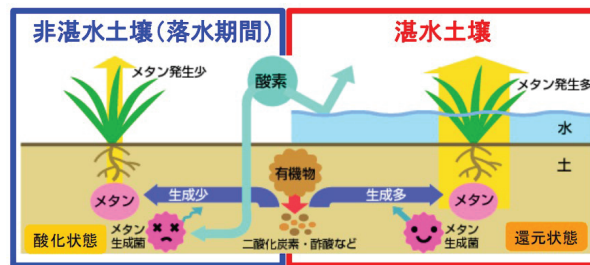


図 メタンが水田で発生するしくみ

出典：水田メタン発生抑制のための新たな水管理技術マニュアル
((国研)農研機構 農業環境変動研究センター, 平成24年)

50

(2) 秋耕 (コメ)

- 秋耕については、農林水産省の実証事業で取得したデータから、翌年の水田から発生するメタンの排出を低減できる技術として搭載しています。

- ・ 秋耕とは、米の収穫後秋のうちに稲わらをすきこみ、酸素が供給される条件下で土壌中の稲わら分解を進める技術。
- ・ 稲わらを代かき直前にすきこんだ場合（春耕）と比較して、湛水時のメタン発生を低減できるとされているほか、根を痛める「ワキ」（硫化水素）の発生防止や土づくりの効果といった営農上の利益もある。
- ・ 我が国における秋耕によるメタンの経験的削減効果を把握するため、農林水産省の実証事業で発生量のデータを取得している。現時点で、秋耕によるメタンの削減効果として少なくとも10%程度が見込まれている。
- ・ 我が国における営農上の温室効果ガス削減の取組を総合的に推進する観点から、10%の削減への貢献率として、簡易算定シートに反映する。実証事業が完了し、より精度の高いデータが得られ次第、見直すこととする。



秋耕の実施イメージ

出典：農林水産省 令和4年度農地土壌炭素貯留等基礎調査事業の成果

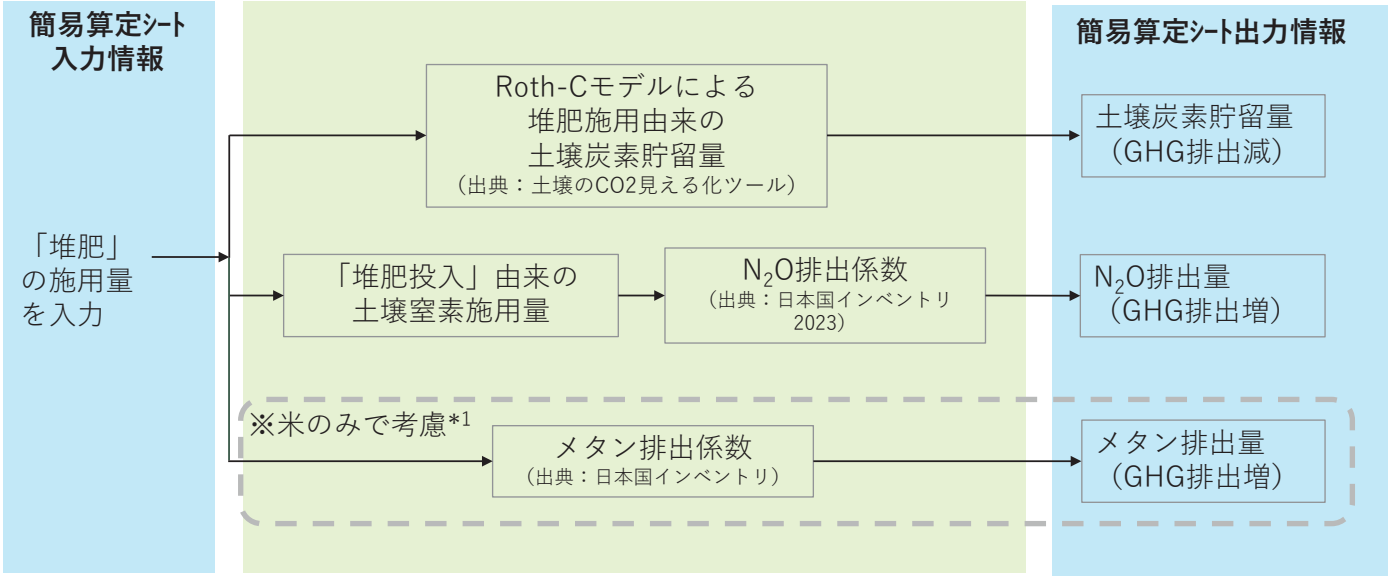
51

(3)堆肥の炭素貯留効果（野菜・果樹・茶）

○ 「堆肥の炭素貯留効果」については、農研機構が公開している算定ツールを活用したデータを用いています。
N₂O排出量は日本国インベントリに整合しています。



・農研機構「土壌のCO₂吸収見える化サイト」に基づき、10aあたり1tの堆肥施用における土壌炭素貯留量を計算。
・堆肥施用量と土壌炭素貯留量が比例すると仮定し、堆肥施用による土壌炭素貯留量を算定。



*1：米では、堆肥施用した場合、有機物増加によるメタン排出量が大いため、純排出量は低減しない。

(4) バイオ炭（農業全般）

○ バイオ炭の炭素貯留効果については、J-クレジットの方法論と共通の係数を用いています。

表 J-クレジット方法論概要（バイオ炭の農地施用）

バイオ炭による炭素貯留量の算定式

[バイオ炭による炭素貯留量]（CO₂換算）

$$=[\text{バイオ炭施用量}] \times [\text{バイオ炭の炭素含有率}] \times [\text{バイオ炭の炭素残存率(100年後)}] \times 44 \div 12$$

※算定で考慮すべきとされている付随的な排出活動については以下のとおりとする。

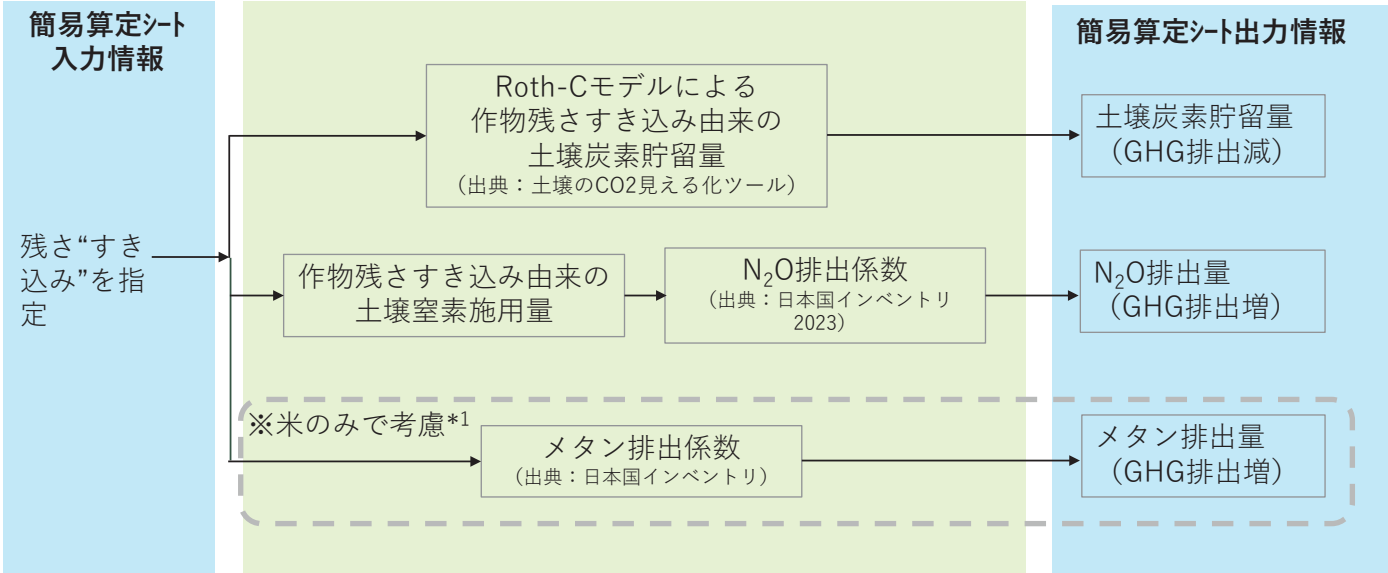
- ①バイオ炭原料の運搬、バイオ炭製造設備の使用
 - 1)インベントリ報告書算定対象のバイオ炭
 - ⇒ 既存データベース（木炭）から影響度を推計し、バイオ炭による貯留量から差し引く。
 - 2)自家製造品等その他のバイオ炭
 - ⇒副産物もしくは廃棄物としての取り扱いを想定し、排出量を考慮しない。
- ②バイオ炭の運搬
 - ・ 運搬距離を10km、方法論に準じて運搬車両の最大積載量を2トンとしてCO₂排出量を推計したところ、影響度1%未満のためカットオフとする。

(5)作物残さすきこみによる炭素貯留効果（野菜）

○ 「作物残さすき込みの炭素貯留効果」については、農研機構が公開している算定ツールを活用したデータを用いています。N₂O排出量は日本国インベントリに整合しています。米では水田からのメタン排出量が考慮されます。



- ・農研機構「土壌のCO₂吸収見える化サイト」に基づき、作物残さすき込みによる炭素貯留量を計算。
- ・収量と炭素貯留量が比例すると仮定し、作物残さすき込みによる土壌炭素貯留量を算定。



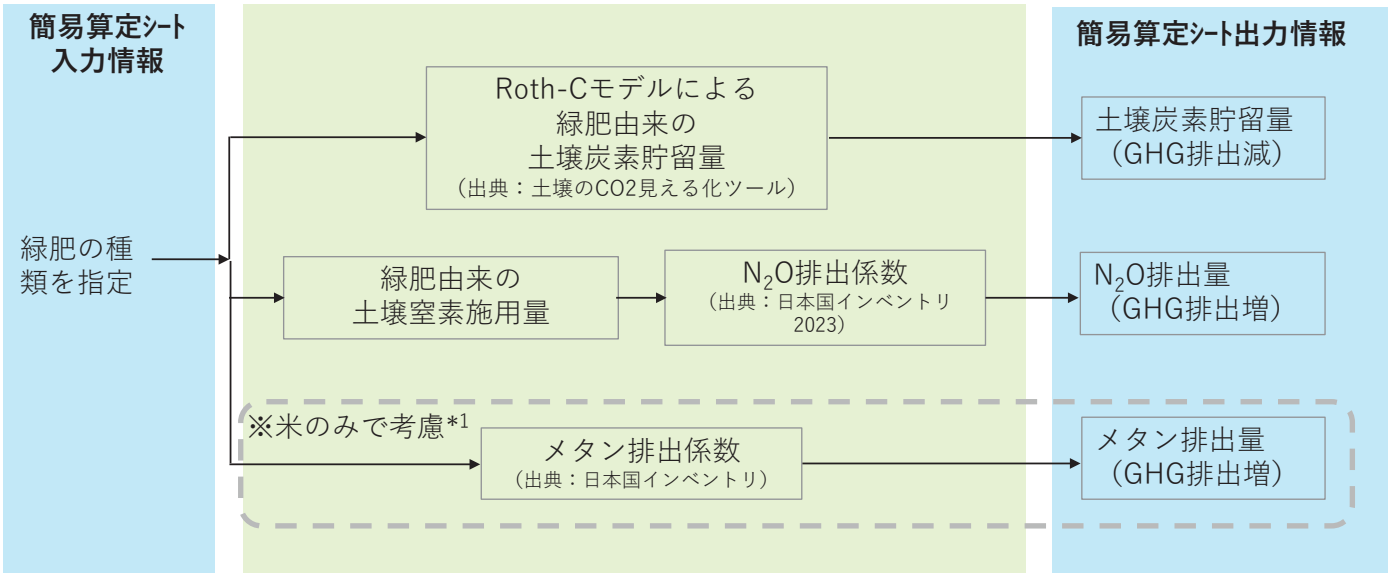
*1：米では、作物残さをすき込む場合、有機物増加によるメタン排出量が大きいため、純排出量は低減しない。

(6-1)緑肥（カバークロップ）による炭素貯留効果（野菜）

○ 「緑肥の炭素貯留効果」については、農研機構が公開している算定ツールを活用したデータを用いています。N₂O排出量は日本国インベントリに整合しています。米では水田からのメタン排出量が考慮されます。



- ・農研機構「土壌のCO₂吸収見える化サイト」の中で、文献に基づき設定された土壌投入量等の条件に従い、窒素施用量・炭素貯留量を計算。
- ・算定結果を算定シートに固定値として組み込む。



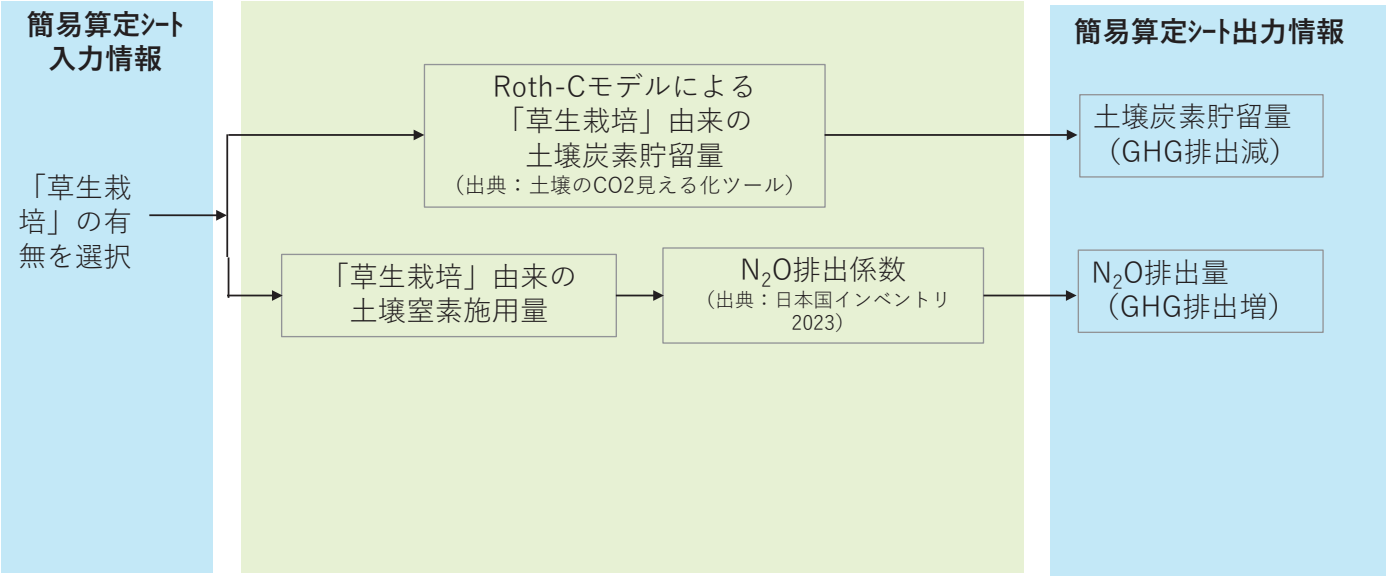
*1：米では、緑肥をした場合、有機物増加によるメタン排出量が大きいため、純排出量は低減しない。

(6-2)果樹の草生栽培による炭素貯留効果（果樹）

○「草生栽培」については、農研機構が公開している算定ツールを活用したデータを用いています。N₂O排出量は日本国インベントリに整合しています。



- ・農研機構「土壌のCO₂吸収見える化サイト」の中で、文献に基づき設定された土壌投入量等の条件に従い、窒素施用量・炭素貯留量を計算。
- ・算定結果を算定シートに固定値として組み込む。



(7)硝化抑制剤入り肥料を投入することによるN₂O直接排出抑制効果（茶）

○ N₂O排出低減技術：硝化抑制剤入り化学肥料を投入した際のN₂Oの低減率は既往文献の下限值である26%として設定しています。

